

の間で訴訟事務委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。その後、上記控訴審が控訴人の控訴を棄却する判決により終局したことから、市は、橋本弁護士に対し、本件委託契約に基づく成功報酬として118万8000円を支払った（以下、成功報酬として支払われた金員を「本件成功報酬」という。）。

本件は、市の住民である控訴人が、別件訴訟に係る判決の確定していない時点でされた本件成功報酬の支払は違法な公金の支出に該当するなど主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、当該公金の支出の相手方である橋本弁護士に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求として、本件成功報酬相当額118万8000円及びこれに対する同金員の支払日である令和5年1月6日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

- 2 原審が、本件成功報酬の支払は違法ではないとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人は、これを不服として控訴した。
- 3 前提事実（当事者間に争いが無いか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

原判決2頁13行目から3頁21行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

4 争点

本件成功報酬の支払が違法な公金の支出に当たるか否か

5 争点に関する当事者の主張

次のとおり控訴人の当審における補充主張を付加するほかは、原判決3頁25行目から4頁23行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

地方自治法232条の5が「普通公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない」と規定し、橋本弁護士がここにいう「債権者」であることを満たすためには、市にとっての経済的利益が実質的に確保されていなければならないところ、本件成功報酬の支払合意がされたのは、控訴審判

決の上告等期限以前の時点であって、控訴審判決が確定していない以上、経済的利益が確保されていない。本件成功報酬の支払合意は、民法648条の2にいう「委任事務の履行により得られる成果」が確定していない段階でされたものであって、橋本弁護士は地方自治法232条の5にいう「債権者」に当たらないから、本件成功報酬の支払は、違法な公金支出である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件成功報酬の支払は違法ではなく、控訴人の請求は理由がないと判断する。

その理由は、以下のとおりである。

- 2 認定事実

原判決4頁26行目から5頁24行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- 3 争点（本件成功報酬の支払が違法な公金の支出に当たるか否か）について

次のとおり、控訴人の当審における補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決5頁26行目から7頁24行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、本件成功報酬の支払合意がされたのは、控訴審判決の上告等期限以前の時点であって、控訴審判決が確定していない以上、経済的利益が確保されておらず、本件成功報酬の支払合意は、民法648条の2にいう「委任事務の履行により得られる成果」が確定していない段階でされたものであって、橋本弁護士は地方自治法232条の5にいう「債権者」に当たらないから、本件成功報酬の支払は、違法な公金支出であると主張する。

本件委託契約は、委託期間を控訴審が終了する日までとし、成功報酬は委託事務終了後、市の予算の範囲内で別途協議して定めるものとするところ、別件訴訟の控訴審は市の勝訴とする控訴審判決の言渡しにより終局した（前提事実(2)イ、認定事実(2)）のであるから、橋本弁護士の本件委託契約に基づく事務は

終了した。したがって、本件委託契約に基づく成功報酬請求権は、民法648条の2にいう「委任事務の履行により得られる成果」である控訴審判決の言渡しにより確定的に発生し、市は経済的利益を取得し、債権者である橋本弁護士との間で、本件成功報酬の支払合意がされたものと認められる。

よって、本件成功報酬の支払合意に基づく本件成功報酬の支払は適法であって、控訴人の主張は理由がない。

控訴人は、控訴審判決の上告等期限以前の時点では控訴審判決が確定しておらず、その時点で本件成功報酬の合意をすることは民法648条の2等に違反すると主張するようであるが、控訴審判決の言渡しにより橋本弁護士の事務は終了しているのであって、控訴審判決が確定したかどうかは橋本弁護士の報酬の発生には何ら影響しないから、控訴人の主張は理由がない。

なお、委任者の報酬について定める民法648条及び648条の2は、いずれも当事者がこれと異なる合意をすることを許容する任意規定であって、それは一方の当事者が地方公共団体である場合でも同様であるから、本件成功報酬の支払合意の効力が民法648条及び648条の2の規定により左右されることはないのであって、この点に関する控訴人の主張は理由がない。

第4 結論

以上の次第で、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判官

山城 司

裁判官

天川 博義

裁判長裁判官後藤健は差し支えのため、署名押印することができない。

裁判官

山城 司